

## 郡山市民プラザギャラリー設置要領

平成26年4月1日制定

平成26年6月11日一部改正

令和3年3月12日一部改正

〔市民部市民課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市民プラザの一部を市民の文化活動の成果の発表の場として開放し、市民の文化活動の振興を図るとともに市民に憩いとふれあいの空間を提供するため、郡山市民プラザギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 ギャラリーは、ビッグアイ6階の郡山市民プラザ内に置く。

(開設日及び開設時間)

第3条 ギャラリーの開設日は、次に掲げる日を除く日とし、開設時間は、午前10時から午後7時までとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用者)

第4条 ギャラリーを使用できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市民等で構成する団体又はサークル等

(2) 市内の学校等

(3) 国、地方公共団体その他公共的団体

(4) 第1号に規定する団体又はサークル等に所属する市民等

(5) その他市長が適当と認めたもの

2 この要領において「市民等」とは、郡山市内に在住し、在勤し、又は在学している者とする。

(使用の許可等)

第5条 ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 ギャラリーの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を許可しない。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

(3) 施設又は付属物を滅失し、又は棄損するおそれがあるもの

(4) 営利を目的とするもの

(5) 入場料を徴するもの

(6) 販売を伴うもの

(7) 政治性又は宗教性のあるもの

(8) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの

(9) その他市長がギャラリーの管理運営上適当でないと認めるもの

(使用の手続き)

第6条 ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ郡山市民プラザギャラリー使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、郡山市民プラザギャラリー使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用期間）

第7条 ギャラリーの使用期間は、原則として引き続く2週間以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可の取消等）

第8条 市長は、ギャラリーの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の目的以外にギャラリーを使用した場合又は許可後において第5条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

2 市は、前項に定める処分により生じた使用者の損害については、その責めを負わない。

（使用料）

第9条 ギャラリーの使用料は、無料とする。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用物件及び展示物を使用者の責任において管理すること。
- (2) 使用期間中は、あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全処置を講じること。
- (3) ギャラリーを使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) くぎ付け又は張り紙などをし、建物その他の物件を棄損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可に係る施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (6) ギャラリーの使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

（損害賠償）

第11条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を滅失し、又は棄損した場合は、市長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 使用者は、使用者の展示物が滅失し、又は棄損した場合であっても、その損害を市に請求できない。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほかギャラリーの管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式) (第6条関係)

郡山市民プラザギャラリー使用許可申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
電 話 番 号

市民プラザギャラリーの使用を申し込みます。

使用年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

展覧会等名

展示等数量

備 考

上記について使用を許可してよろしいでしょうか。

市民  
課長

課長  
補佐

係  
長

係  
員

備 品 等 の  
使 用 数 量

パネル 枚 机 脚

(第2号様式) (第6条関係)

郡山市民プラザギャラリー使用許可書

年 月 日

様

郡 山 市 長

市民プラザギャラリーの使用を次のとおり許可します。

申請年月日

年 月 日

使用年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

展覧会等名

展示等数量

備品等の

使用数量

パネル 枚 机 脚

条件その他